

## 7. 2 運営委員会規則

### 長周期地震動予測地図作成等支援事業運営委員会規則

東京大学地震研究所  
平成22年10月21日制定

#### (趣旨)

第1条 この規則は、「長周期地震動予測地図作成等支援事業」を効果的に推進するため、長周期地震動予測地図作成等支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という）の組織及び運営について定めるものである。

#### (目的)

第2条 運営委員会は、長周期地震動予測地図作成等支援事業に関する重要事項を審議し、関係研究機関相互の連携を緊密にし、もってその効果的な推進を図ることを目的とする。

#### (任務)

第3条 第2条に定める目的を達成するため、運営委員会は次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 長周期地震動予測地図作成等支援事業に関わる事業計画。
- (2) 運営委員会の構成員。
- (3) その他、事業推進に関わる事項。

#### (構成)

第4条 運営委員会の委員は、次の各号に掲げるものの中から地震研究所長が委嘱する。

- (1) 長周期地震動予測地図作成等支援事業に参加する研究者。
  - (2) 上記以外の有識者。
- 2 運営委員会委員以外のものは運営委員会会議にオブザーバーとして参加することができる。

#### (運営委員長)

第5条 運営委員会に運営委員長を置く。

- 2 運営委員長に事故あるときは、運営委員長の指名する運営委員がその職務を代理する。

#### (任期)

第6条 運営委員の任期は長周期地震動予測地図作成等支援事業の終了までとする。

- 2 補欠による運営委員の任期は、前任運営委員の残任期間とする。

#### (会議)

第7条 運営委員会は、必要に応じて、運営委員長が招集する。

(庶務)

第8条 運営委員会の事務は、地震研究所において処理する。

(運営委員会の期限)

第9条 運営委員会の期限は長周期地震動予測地図作成等支援事業の終了までとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は平成22年10月21日から施行し、平成22年10月1日より適用する。

## 長周期地震動予測地図作成等支援事業運営委員会の構成

### 運営委員

#### 1. 長周期地震動予測地図作成等支援事業参加者

東京大学地震研究所	瀨瀬一起（事業責任者）
東京大学地震研究所	三宅弘恵
鳥取大学大学院工学研究科	香川敬生
防災科学技術研究所	藤原広行
防災科学技術研究所	河合伸一
防災科学技術研究所	森川信之

#### 2. 有識者

東京工業大学大学院総合理工学研究科	翠川三郎（運営委員長）
京都大学防災研究所	岩田知孝

### オブザーバー

1. 委託元 文部科学省
2. 事務局 東京大学地震研究所
3. 有識者、研究者等

## 制定理由

地震調査研究推進本部では、平成15年十勝沖地震の際に震央から遠く離れた苫小牧で発生した石油タンク火災の原因のひとつとして注目されるなど、近年その危険性が認知され始めた長周期地震動について、平成19年度から、長周期地震動の予測手法とその結果の公表方法について検討してきた。平成21年9月には、これまでの検討成果のまとめとして、想定東海地震、東南海地震、及び宮城県沖地震を対象とした「長周期地震動予測地図」試作版を作成し、公表した。また平成21年4月に地震調査研究推進本部において策定された地震調査研究の10年計画「新たな地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－」（以下、「新総合基本施策」という）においても、長周期地震動に関する調査研究の必要性が指摘され、当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標として、強震動予測の高精度・高解像度化が掲げられるとともに、その成果については、広く社会が活用できるものになるとされている。

地震調査研究推進本部では、現在、南海地震を対象とした長周期地震動予測地図の試作版の検討を行っているが、新総合基本施策等に基づき、今後、将来の様々な想定地震の長周期地震動を予測するために、試作版作成時に明らかになった課題を解決しながら、長周期地震動予測地図の作成を本格化していく予定である。さらには、予測結果を有効に社会に活かしていくために、その展示のあり方などについて議論を行い、その検討を踏まえて、長周期地震動予測地図の作成を進めていくこととしている。

長周期地震動予測地図作成等支援事業は、今後の地震調査研究推進本部による長周期地震動予測地図作成の支援等を実施するものであり、さらに短周期地震動も含めた広帯域地震動予測地図の作成につなげるための手法等の検討の支援を行うものである。

これを受け、長周期地震動予測地図作成等支援事業を効果的に推進するため、地震研究所に長周期地震動予測地図作成等支援事業運営委員会を設置することとし、長周期地震動予測地図作成等支援事業運営委員会規則を制定するものである。